

「若年者・非正規雇用労働者」の 採用や人材育成および企業内のキャリアアップ に取り組む事業主の皆さまを様々な施策で支援します

若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業の皆さま

「若者応援企業宣言」をしませんか？

問合せ先 職業安定課
043-221-4081
最寄りのハローワーク

ハローワークが
積極的に
御社をPR!!

「若者応援企業宣言」事業とは・・・

一定の労務管理の体制が整備されており、若者のための求人を提出し、若者(35歳未満)の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行う事業です。

※本事業は、25年度予算成立後に開始されます。現在はその事業の開始の準備を行っているものです。

若者の人材育成に取り組む事業主の皆様を支援します！

若者チャレンジ奨励金

問合せ先 職業対策課
043-221-4393

併用可能！

35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習(OJT)と座学(OFF-JT)を組み合わせた訓練(若者チャレンジ訓練)を実施する事業主の方に、奨励金を支給します。

◎ 訓練奨励金:訓練実施期間中に訓練受講者1人1月あたり15万円

◎ 正社員雇用奨励金:訓練終了後、訓練受講者を正社員として雇用した場合に、1人あたり1年経過時に50万円、2年経過時に50万円(計100万円)

※ 派遣先事業主の方が、派遣元事業主の方と訓練実施計画を共同で作成し、紹介予定派遣により受け入れる派遣労働者を自社の正社員として雇用することを前提に訓練を実施する場合は、派遣先事業主の方に奨励金を支給します。

有期契約労働者、短時間労働者及び派遣労働者の
企業内のキャリアアップに取り組む事業主を支援します。

キャリアアップ助成金(平成25年度予算要求中)

問合せ先 職業対策課分室
043-441-5678

厚生労働省では、非正規雇用問題に対する取り組みの一環として、**有期契約労働者等(※1)の企業内でのキャリアアップを支援する事業主に対する包括的な助成制度**(有期契約労働者等の正規雇用への転換、人材育成、処遇改善など)を、平成25年度から創設することとしています。

これに先立ち、本年1月から重点分野等(健康、環境、農林漁業等)の事業主が実施する人材育成についての助成のみ、前倒しで実施(※2)しています。

有期契約労働者等のキャリアアップ促進することで、労働者の士気・能力の向上等を通じた企業の生産性の向上、優秀な人材の確保・定着が期待できます。

(※1) 有期契約労働者および正規雇用の労働者以外の無期契約労働者をいう(短時間労働者、派遣労働者を含む)。

(※2) 非正規雇用労働者育成支援奨励金(日本再生人材育成支援事業)

各施策を活用する上で必要な要件については、施策ごとのリーフレット
または千葉労働局・ハローワークへお問い合わせください。



千葉労働局・ハローワーク